

生活困窮者支援へ新事業

簡単作業から 仕事に慣れて

県労福協 中間的就労を紹介

生活保護受給者が増え続ける中、徳島県労働者福祉協議会(徳島市昭和町3)は「中間的就労」をあっせんする県の委託事業を始める。長期失業中の人ら生活困窮者に簡単な作業に慣れさせてもらい、受給する前に自立を促す。就労や家計などに関する細やかな相談に応じながら、受け皿となる事業所を増やす。

中間的就労の内容は、物資の運搬、各種仕上げ、配達などさまざま。県労福協が2011年度に開設した「パーソナル・サポート・センターとくしま」があっせんする。25日、センターが入るヒューマンわーくびあ徳島で式典があった。

センターによると、生活困窮者の中には、引きこもり状態の人や長期失業者、未就職の学校中退者らが占める割合が高い。これらの人に一般的な仕事をあっせんしても挫折するケースが多く、まず中間的就労の場を提供して仕事に慣れてもらう。

中間的就労の受け入れ先として徳島市内のリサイクル業者、福祉団体などが参加する予定で、さらに協力してもらえる企業や団体を探している。本格的にあっせんを始めるのは10月以降になる。センターはこれまでも社会福祉士や産業カウンセラーなどさまざまな資格を持つ相談員が、就労



生活困窮者の就労相談に応じるパーソナル・サポート・センターとくしま—徳島市昭和町3

できない問題を個々の状況に応じて解決する「オーダーメイド型」の支援に取り組んできた。これらの事業はそのまま続け、相談から就労に至る道筋を確立する。

藤森申二センター長は「相談者の希望に応じて中間的就労の選択の幅を広げるために、さまざまな職種の開拓を目指し、事業を軌道に乗せたい」と話している。

県地域福祉課によると、県内の生活保護の受給世帯は1997年度から15年連続、受給者は98年度から14年連続で増加しており、受給前の就労対策が大きな課題となっている。中間的就労などの推進は国のモデル事業で、2014年度まで全国69の自治体で実施。15年度からは全国の市や福祉事務所単位で制度化される見込み。

センターへの相談は〈フリーダイヤル(0120)783141〉。(藤長英之)